

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分取扱規程

(昭和60年12月26日沖縄県公安委員会規程第3号)

改正 平成14年3月29日公規程第2号

公表範囲：概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、沖縄県公安委員会が行う指示、営業許可の取消し、営業の停止命令、営業の廃止命令等に関し、必要な手続等を定めたもの。

